

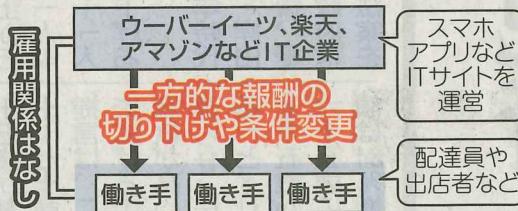
ウーバーイーツ配達員 団交前払い

巨大ITに 「個」苦戦

お通しできません」。米配車大手ウーバー・テクノロジーズの日本法人が入る東京都渋谷区のビル。同社が運営する食品宅配代行サービス「ウーバーイーツ」配達員でつくる労働組合メンバーらが五日、訪れると、受付担当者は淡々と答えた。「上司はA.I.。組合をつくってもまだ人間とは一度も会えたことがない」と、組合執行委員長の前葉富雄さん(三七)が憤慨する。

配達員はウーバーのアプリを通じ飲食店の料理を家庭やオフィスに配達、距離などに応じウーバーから報酬を受け取る。先月下旬に突然報酬を大幅に下げたのは不当として抗議しに来た

プラットフォーマーと呼ばれる 巨大IT企業と働き手の関係



一方的報酬下げ「アプリで意見言って」

フランスで一〇一六年に
ウーバーなど巨大ＩＴ企業
傘下の個人事業主に団体交
渉権を認める法律が成立す
るなどの動きが広がりつつ
ある中、日本政府は働き手
の苦戦を傍観するばかり。
日本労働弁護団の棗一郎弁
護士は「巨大ＩＴ傘下の働く
人手を守る世界の潮流に取
り残される」と警告する。

配達員はウーバーの社員ではなく「個人事業主」として業務を請け負う。けれどとしても労災が下りないなど厳しい待遇を改善するため十月に労組を結成。団体交渉を求めて、三度にわたってウーバー側に要望書を提出してきたが、ウーバーは毎回拒否。「(この意見はア)プリでご連絡を」との回答書を送ってきただけだ。

団体交渉権が法律で保障される労働者なら、交渉に応じる義務があるが、個人事業主には「交渉に応じない義務はない」というのがウーバー側の主張。だが、運転男性(四七)は「配達場所や報酬の条件は全部ウーバーが決めており、われわれはウーバーの指示で働く実上の『労働者』だ」と指

機関である労働委員会にウーバーに団交に応じる命令を出すよう申し入れる。

ウーバー側は「配達パートナーの皆さまは、労働組合法上『雇用する労働者』に該当しないため、団体交渉はお断りする。全てのご意見を歓迎し、よりよいサービスを提供する」とする。

巨大通販サイト「楽天市場」を運営する楽天にも、出店者が声を上げ始めた。

きっかけは、商品価格が三千九百八十円以上の場合に送料を来春から一律無料（沖縄などを除く）にし、送料は「出店者持ち」としたこと。出店者は任意団体「楽天ユニオン」を結成し、撤回を求めて団交を迫る方針だ。「楽天の数々の強権的な対応が許せないという声が高まっている」。

る巨大IT企業で個人事業主などの立場で働く人たちが、報酬引き下げなどに対抗するため組合を結成する動きが広がってきた。しかし、「雇用関係がない」との理由で交渉をはねつけられるケースが大半。政府の個人の働き手保護への腰も重く、圧倒的な力を持つ「巨人」の前に苦戦している。(岸本拓也)

日本の規制遅れ(7面)



面会を拒まれた後、記者の質問に答えるウーバーイーツユニオンの前葉富雄執行委員長（右から2人目）＝5日、東京都渋谷区で（隈崎稔樹撮影）

働き方改革の死角

東京新聞

中日新聞東京本社
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211



<http://www.gyokuroen.co.jp>

読者とともに
紙面へのご意見
お聞かせください

TEL 03-6910-2201
土日祝日除く 9:30~17:30

FAX 03-3595-6935

TOKYO Web
www.tokyo-pp.co.jp

